

第5回郡山市簡易水道料金審議会

答申書（素案）

本審議会は、簡易水道料金の在り方について諮問を受け、平成30年11月6日から都合6回にわたり慎重に審議を行った。

郡山市の簡易水道事業は水道法に基づく給水人口が5,000人以下の水道事業として昭和36（1961）年に開始した中田地区の簡易水道を始め、湖南簡易水道、熱海中山簡易水道の3事業を運営し、平成31年3月末現在1,560戸、4,018人に水道水を供給している。

これらの事業は開始当時から上水道事業に比べ低廉な料金体系により地域住民の重要な生活基盤の役割を果たしてきたところである。

当該事業地域は上水道給水地域等よりも高い高齢化率及び人口減少による水需要の減少に伴う収益の減少が見込まれる一方、老朽化施設の増大による更新費用の確保や頻発する自然災害への対応などに今後は多額の費用が必要となる。

しかしながら、当該事業が本来料金収入により事業運営すべきところを、開始当時の地域の諸事情により上水道料金に比べ低廉な料金体系とし、改定については消費税の対応を除き、熱海中山は19年、中田は24年間据え置いてきたこと、また施設を整備した際に借り入れた地方債の償還金が多額であること等から、料金回収率は類似団体を大幅に下回り、老朽化施設の更新先送りや一般会計からの繰入金に依存した運営となっているのが現状である。

このような状況の下、水道の基盤を強化することによって「清浄にして豊富低廉な水の供給を図り、もつて公衆衛生の向上と生活環境の改善とに寄与すること」を目的とする水道法の本旨に基づき、利用者の負担等を考慮しつつ、本市の簡易水道事業が行うべき「安全な水道水の安定した供給」を将来にわたり持続可能なものとすることを念頭に置き審議を重ねたところ、次のような結論に達したものである。

1 本市の簡易水道料金について

料金の算定にあたっては、水道法施行規則にも示されるとおり概ね3年を通じ財政の均衡を保つことができるよう設定されるべきであることから、本来であれば上水道事業の様に4年程度の算定期間において料金回収率が100%を超える料金水準まで引き上げることが望ましい。

しかしながら、本市簡易水道事業においては平成29年度決算で料金回収率が19.31%と、類似団体平均の58.52%を大きく下回り、料金体系も全国の類似する規模の事業や県内の他の事業に比べ非常に低い水準にあり、一般会計繰入金による多額の補てんを受けている。

このような状況から、財政の均衡を保つことが可能な給水収益の水準は現状の数倍にも及ぶことから、非常に大きな料金改定となるのは明らかであり、簡易水道利用者の生活への影響が多大である。

したがって、本市簡易水道の料金改定に当たっては、このような経営の現状及び上水道との施設格差、長年にわたり料金を据え置いてきた経緯等、本市簡易水道事業の持つ特性や住民生活への影響を十分に考慮しつつ、資本的経費である地方債償還金を除き、事業を最低限維持管理していける費用を賄える料金収入を確保すべきであると考えらる。

2 料金改定について

(1) 料金水準について

水道事業の性質を鑑みれば本来、同一の市内においては同一のサービス、同一の料金であるのが望ましい。しかし、現行の本市簡易水道料金と上水道料金との間には、湖南及び熱海中山地区で約1.9倍、中田地区で約2.4倍の格差があることから、利用者の負担を考慮すると、同水準の料金に短期間で改定するのは、やはり困難であると言わざるを得ない。

このことから、今回の料金改定に当たっては上水道との施設格差等を踏まえつつ、過度の利用者負担とならないよう、簡易水道料金の上限は現行の上水道料金水準の9割程度までとすべきである。

(2) 算定期間について

また、算定期間については、総務省の示す地方公営企業の中長期的な経営プランである「経営戦略」の標準的な計画期間の10年間（令和2（2020）年度から令和11（2029）年度まで）とし、その期間中、段階的に改定を行う激変緩和措置を講じるのが望ましい。

なお、この期間をとった場合、現在事業が抱える地方債の償還が9年目の令和10（2028）年度に完了すること等から、最終年においては料金回収率の改善及び将来的な施設への再投資の検討が可能な経営状態の実現が見込まれる。

(3) 料金体系の統一について

また、今回の改定においては、個別の各地区の収支のみを捉えて各々に料金を求めるのではなく、本市簡易水道事業全体で経営を捉え、単独では脆弱な各事業を相互に補う「市内での広域化」を行うべく、湖南及び熱海中山地区と中田地区との間で異なる料金を最終的に統一させるべきである。

3 これからの簡易水道事業について

今回の審議結果等を踏まえつつ、本市簡易水道事業の「あるべき姿」実現に向け、今後とも経営状況及び適正な料金の在りかたについて、常設の附属機関による定期的な審議を継続して行うことが望まれる。

なお、地方公営企業としての水道事業・簡易水道事業を取り巻く現状を踏まえ、令和元年10月1日施行の改正水道法の趣旨に則り、水道の基盤強化を図り将来にわたって安全な水を安定的に供給するために、水道事業として統一的なサービス提供を行い、施設維持管理・整備、事務経理、料金徴収等を効率化しスケールメリットを求める「市内での広域化」を図るべく、簡易水道事業の上下水道局への事務移管や上水道事業との経営統合等も検討すべきであるとする。

その実現に当たっては、近年全国の水道事業及び簡易水道事業で行われている「市内水道料金の統一化」を図るべきである。